

令和6年度副業人材活用によるデジタル化促進事業委託業務 プロポーザル審査要領

令和6年度副業人材活用によるデジタル化促進事業委託業務プロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査の対象となる参加者

審査は、次の各号をすべて満たす参加者を対象に行う。

- (1) 別途定める令和6年度副業人材活用によるデジタル化促進事業委託業務プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおり。

(1) デジタル副業・兼業人材活用に向けた取組の視点・考え【20点】

以下の視点で有効な提案がされているか

- ①副業・兼業人材活用という仕組み（メリット等）の周知
- ②県内企業におけるデジタルに関連する副業・兼業人材活用ニーズの創出及び求人掘り起こし
- ③県内企業とデジタル副業・兼業人材とのマッチング推進

(2) 副業・兼業人材活用の仕組み、メリット等の周知【20点】

県内企業の認知、関心を高められるような、訴求力のある有効な情報発信の方法やコンテンツ等が提案されているか。

(3) 県内企業のデジタル副業・兼業人材ニーズの創出・求人掘り起こし【20点】

デジタル副業・兼業人材を活用したことのない県内企業が大半であることを踏まえ、県内企業からデジタル副業・兼業ニーズのヒアリング及び求人情報の獲得をするために以下の視点を踏まえた効果的な提案がされているか。

- ①新たな訪問先をどのように開拓していくか
- ②県外企業に対して、どのようにデジタル副業・兼業人材を活用するニーズを創出、顕在化させるか
- ③ニーズが顕在化した場合に、どのようにデジタル関連の求人作成につなげるか

(4) 県内企業とデジタル副業・兼業人材とのマッチング【20点】

県内企業がデジタル副業・兼業人材を活用する際に、良い人材とマッチングさせるために、以下の視点を踏まえた効果的な提案がされているか。

- ①デジタル副業・兼業人材をどのような仕組みで確保するか（イベント、既存の副業プラットフォーム、自社ネットワーク等）

②県内企業とデジタル副業・兼業人材をいかに円滑にマッチングさせるか
(企業側へのサポート、人材側へのサポート)

(5) その他提案事項【10点】

上記以外の独自の効果的な提案がなされているか。

(6) 業務の実施体制・進捗管理【5点】

各業務の進捗を管理する責任者が設置されているか。主担当が不在の場合でも業務が滞りなく進捗可能な体制であるか。

(7) 経費見積書【5点】

効果的で現実的な事業執行が見込まれる経費配分であるか。

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時、場所

日時：令和6年4月17日(水) 13時30分から

場所：こうち勤労センター4階 会議室 (高知県高知市本町4丁目1-32)

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1社20分以内とする。

イ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。

ウ 順番は別途お知らせする。

4 審査の方法

(1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。

(2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。

(3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。なお、最低基準点を60点とし、審査の結果、平均点がこれを下回った事業者については選定しないこととする。(参加者が1事業者のみであっても、同様とする。)

(4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。

(5) 審査会参加者が1者のみの場合でも、審査基準に基づく審査を行い、提案内容が提案依頼書の内容を満たしていると審査委員会で判断された場合は、候補者の選定を行う。